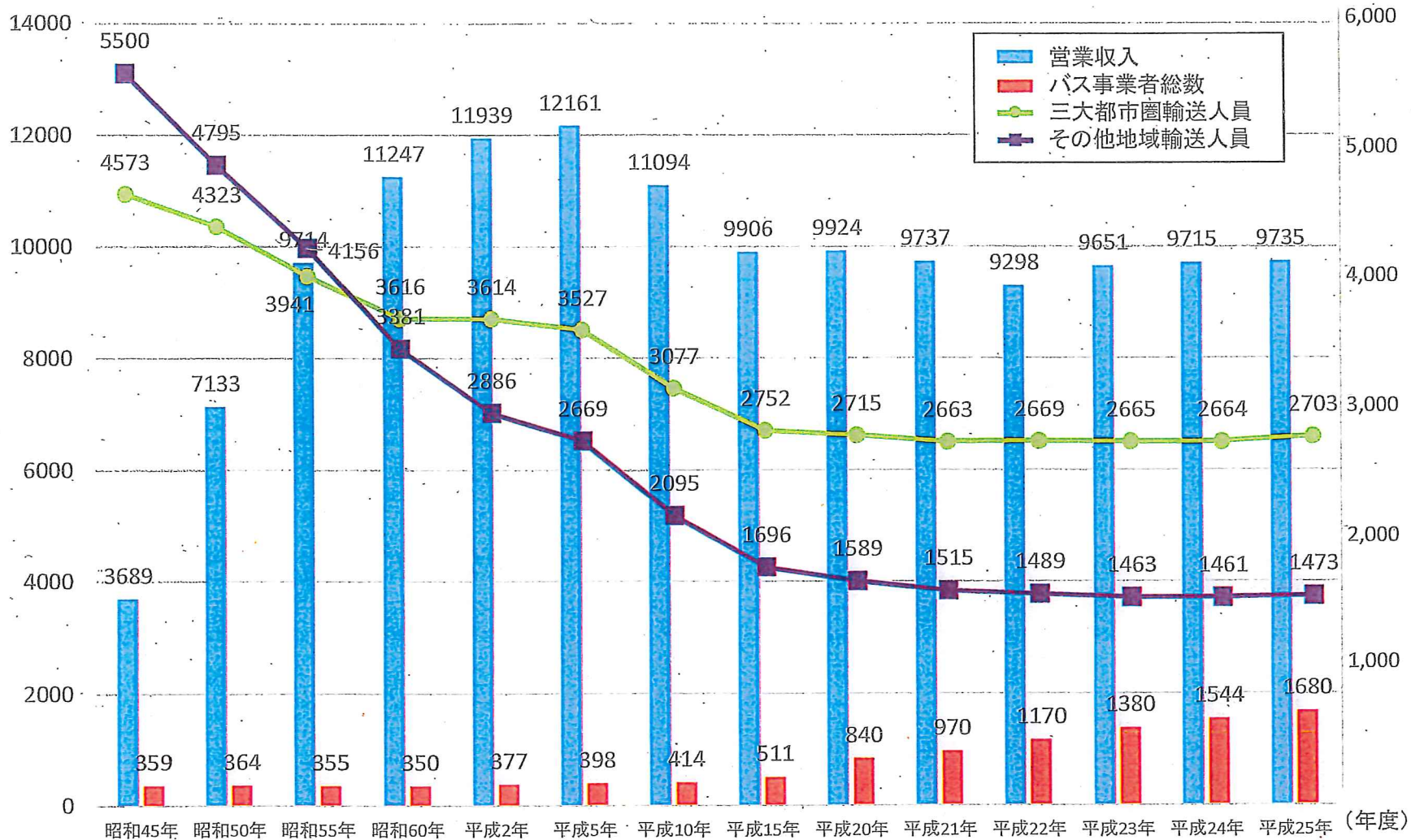


乗合バスの輸送人員、営業収入、事業者数の推移

(営業収入:億円)

(輸送人員:百万人)



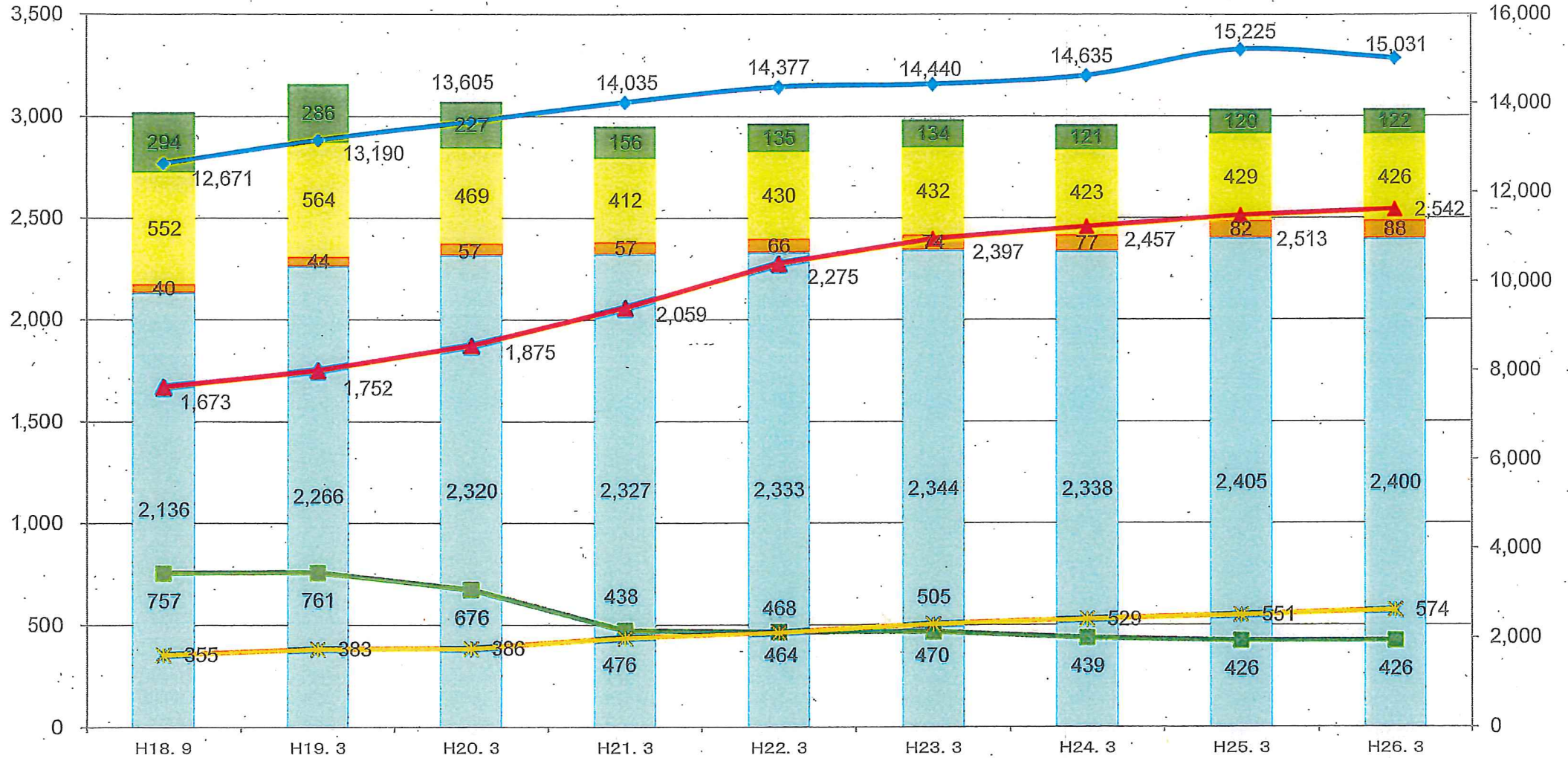
(注1)各数値データは、乗合バス事業者のデータ(平成18年10月に施行された改正道路運送法に伴い、乗合バスとみなされた事業者を除く)。

(注2)三大都市圏とは、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫を指す。

自家用有償旅客運送の団体数・車両数

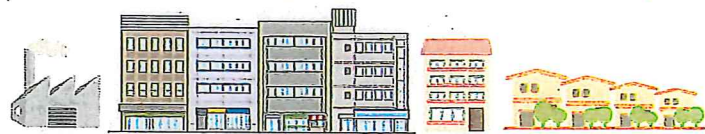
資料2

- 市町村(福祉)団体数
- 市町村(交通空白)団体数
- 公共交通空白地団体数
- 福祉団体数
- 市町村(福祉)車両数
- 市町村(交通空白)車両数
- 公共交通空白地車両数
- 福祉車両数



出典：国土交通省資料

○自家用有償旅客運送とバス・タクシー事業・・・バス・タクシーによるサービスが提供されない地域において、自家用有償旅客運送の利用が拡大している。



一定の交通需要があり、民間事業者によるサービスが提供されている地域



交通空白地域

緑ナンバー

路線バス・タクシー

バス事業者・タクシー事業者が高密度の輸送サービスを実施



コミュニティバス

地方自治体が自ら又はバス事業者へ運行を委託して、住民等を輸送



福祉タクシー

タクシー事業者が身体障害者等の移動制約者の輸送を目的としてサービスを実施



白ナンバー

住民のための「自家用有償旅客運送」 (市町村運営有償運送(過疎地)、公共交通空白地有償運送)

交通空白地域において、住民の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の合意に基づき、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で輸送



身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」 (市町村運営有償運送(福祉)、福祉有償運送)

福祉タクシー等による輸送サービスが提供されていない地域において、身体障害者等の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の合意に基づき、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で輸送

